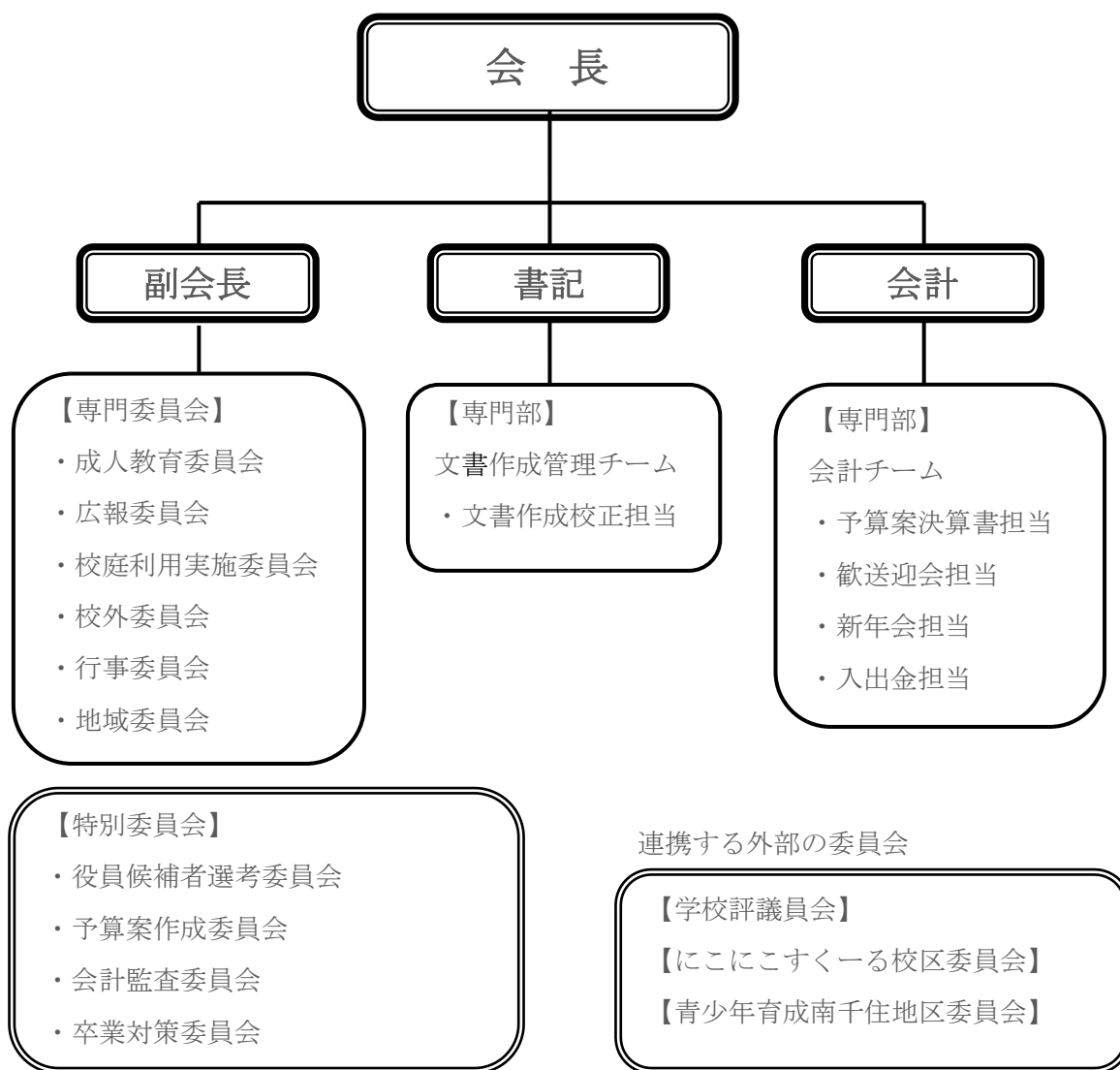


荒川区立瑞光小学校

PTA 規約



荒川区立瑞光小学校 PTA 組織図



目 次

荒川区立瑞光小学校PTA規約

第1章	名称および事務局	3
第2章	目的および活動	3
第3章	方針	3
第4章	会員	3
第5章	会計	4
第6章	役員	4
第7章	会計監査	5
第8章	相談役	5
第9章	総会	6
第10章	役員会	6
第11章	実行委員会	6
第12章	専門委員会と専門部	7
第13章	特別委員会	8
第14章	慶弔	8
第15章	細則	8
第16章	改正	8
第17章	個人情報の取り扱い	8

荒川区立瑞光小学校PTA規約細則

第1章	会計	9
第2章	役員、委員の選出	10
第3章	慶弔	12
第4章	改正	13
第5章	個人情報の取り扱い	13

荒川区立瑞光小学校PTA規約

■第1章 名称および事務局

第1条 この会は昭和38年4月1日に設立された瑞光小学校PTAと称し、事務局を瑞光小学校(東京都荒川区南千住1丁目51-1)におく。

■第2章 目的および活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の連絡をより緊密にし、児童の学校教育、家庭教育をより充実させるための活動を行う。
- 2 児童教育について学校運営に協力する。
- 3 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 4 会員の教養の向上をはかり、相互の親睦に努める。
- 5 会員は、この会の目的達成に必要な仕事をするために、一人一役として活動を支える。

■第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする自主独立した民主的団体として次の方針にしたがって活動する。

- 1 学校教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動を行う。
- 2 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 3 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 4 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 5 学校の人事その他管理に関与しない。

■第4章 会員

第5条 この会の会員は、瑞光小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、学校長および教職員によって構成される。

第6条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第8条 この会の会員は荒川区小学校PTA連合会の会員となる。

■第5章 会計

- 第9条** この会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入によってまかなわれる。
- 第10条** この会の会計は、定期総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第11条** この会の決算は、会計監査を経て、定期総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第12条** この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条** この会の会費の徴収は、指定金融機関の自動振替システムによるものとし、他の納入金といっしょに6月に徴収する。金額については、細則に定める。
- 第14条** 第6学年児童の保護者からのみ、当該学年次に卒業対策費の徴収を行う。卒業対策費の金額等については、細則に定める。
- 第15条** 周年記念事業のための積み立てを行う。
- 1 積立金を支出するものは、周年記念事業のための支出に限る。
 - 2 積立金は、会計がこれを保管、処理する。
 - 3 積立金の決算は、年度末に行う。
 - 4 積立金は、特別会計とする。
 - 5 積立金額については細則に定める。
 - 6 周年記念事業終了後の積立金の残金は、周年記念事業基金に組み入れる。
 - 7 周年記念事業基金については細則に定める。
- 第16条** 校庭利用指導員謝礼金の積み立てを行う。
- 1 積立金支出をするものは、児童の教育ならびに福祉のために関するもの、学校の整備に関するもの、PTA事業に関するもの、周年記念事業に関するものとする。
 - 2 積立金の使用に関しては、役員会で協議し、会長の決裁により行う。
 - 3 積立金は、会計がこれを保管、処理する。
 - 4 積立金の決算は、年度末に行う。
 - 5 積立金は、特別会計とする。

■第6章 役員

第17条 この会を運営するために、次の執行部役員(以下「役員」という)をおく。

会 長	1名	(保護者)
副 会 長	2名以上	(保護者)
書 記	3名以上	(保護者2名以上、教員1名)
会 計	3名以上	(保護者2名以上、教員1名)

第18条 役員の主たる任務は次のとおりである。

1 会長

- ① この会を代表し、総会および実行委員会等の集会の議事進行を行う。
- ② 各委員会の委員長を任命する。
- ③ 特別委員会(役員候補者選考委員会、予算案作成委員会、会計監査委員会、卒業対策委員会を除く)の委員長を任命する。ただし、実行委員会の承認を得る。
- ④ 他校 PTA および地域の協力団体等との連携を図る。
- ⑤ 執行部を統括する。

2 副会長

- ① 会長を助け、会長不在のときはその任務を代行する。
- ② 専門委員会を統括する。
- ③ 次年度の執行部役員、専門委員会の正副委員長および専門部員の公募と確保を行う。

3 書記

- ① 総会ならびに実行委員会の議事を正確に記録する。
- ② 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

4 会計

- ① 総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理し、その帳簿を備える。
- ② 予算原案の立案をおこない、総会にて承認を受ける。
- ③ 実行委員会において、会計監査委員会の監査を経た決算報告を行う。
- ④ この会の財産を管理する。

また、すべての役員は、会長および学校長の要請に応じて PTA 行事、学校行事、地域行事に参加協力する。

第19条 役員を選出については細則に定める。

■ 第7章 会計監査

第20条 この会の経理を監査するため、会計監査委員会をおく。

第21条 会計監査委員会は、年度末に会計監査を行う。また、必要に応じ、随時、会計監査を行うことができる。

第22条 会計監査委員の選出については細則に定める。

■ 第8章 相談役

第23条 この会には相談役をおくことができる。

第24条 相談役は、会長の求めに応じてこの会の運営について助言を行う。

第25条 周年のときには、周年特別相談役をおくことができる。前回周年記念行事実施時の会長または副会長がその任につくことができる。

第26条 相談役の選出については細則に定める。

■第9章 総会

第27条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成し、会長が招集する。

第28条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第29条 定期総会は、5月に開催する。

第30条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

第31条 定期総会では、次の事項を審議し決定する。

- 1 前年度活動報告
- 2 前年度会計決算報告
- 3 今年度役員承認
- 4 今年度活動計画および予算
- 5 各専門委員会の委員長承認
- 6 会計監査委員承認
- 7 その他、重要事項の審議

第32条 総会は、会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

第33条 総会の議長は、会長または会長が指名したものとする。

■第10章 役員会

第34条 役員会は、役員および学校長、副校長で構成し、総会および実行委員会で決められた活動が円滑に実行されるよう協議するために、必要に応じ会長が招集する。

■第11章 実行委員会

第35条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関であり、この会の役員、専門委員会の正副委員長そして学校長、副校長、主幹をもって構成する。

第36条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 役員ならびに各委員会によって立案された事業計画を審議し検討する。
- 2 活動計画案、予算案、活動報告案、決算案を検討し承認する。ただし、これらは定期総会に提出し、承認を受ける。
- 3 次年度役員を承認する。ただし、これらは定期総会に提出し、承認を受ける。
- 4 次年度専門部員を承認する。
- 5 役員候補者選考委員および卒業対策委員を承認する。
- 6 必要がある場合は特別委員会を設ける。
- 7 会長によって選ばれた特別委員会の委員長を承認する。
- 8 その他、必要のある事項を審議する。

第37条 実行委員会は、執行部役員会で協議し会長が招集し、開催することができる。

第38条 実行委員会は委員の3分1以上の出席によって成立する。

■第12章 専門委員会と専門部

第39条 この会は、各活動を推進するために以下の専門委員会と専門部を設置し、次の任務を行う。

専門委員会

- 1 成人教育委員会
 - ① PTAとして学校行事に参加し、会員相互の親睦を深める企画を実施する。参加にあたっては学校と連携し、保護者の指導に努める。
- 2 広報委員会
 - ① 広報誌を発行する。
 - ② 広報誌発行のための研究活動を行う。
- 3 校庭利用実施委員会
 - ① 校庭利用事業の運営をおこない、校庭利用実施協力による謝礼金を、PTAおよび学校の資金に寄与し、児童の教育環境の向上に努める。
- 4 行事委員会
 - ① 盆踊り、餅つき等の催しを企画、実施する。
- 5 校外委員会
 - ① 児童の交通安全教育を推進する。
 - ② 学校、PTA 行事での警備活動を行う。
- 6 地域委員会
 - ① 荒川区青少年育成南千住地区委員会の常任委員を選出する。
 - ② 同委員会が主催または協賛する地域行事に参加協力する。
- 7 瑞光委員会
 - ① 会長および学校長の要請に応じて PTA 行事および組織の運営、学校行事、地域行事に参加協力する。
 - ② 会計監査委員を選出する。

専門部

- 1 文書作成管理チーム
 - ① 書記および各専門委員会からの依頼にもとづき、執行部ならびに各専門委員会が発行する文書の作成、校正の実務支援を行う。
- 2 会計チーム
 - ① 会計からの依頼にもとづき、予算案および決算書の作成、ならびにこの会の活動に関わる入出金の実務支援を行う。

また、すべての委員会は、会長および学校長の要請に応じてPTA行事、学校行事、地域行事に参加協力する。

【規約】

第40条 各委員会は、委員長が必要と認めるときに委員会を招集し、活動について実施案等を検討し、実行委員会にはかる。

第41条 会長および学校長はいつでも委員会に委員として参加することができる。

第42条 各委員会の正副委員長および委員の選出については細則に定める。

■ **第13章 特別委員会**

第43条 この会は、以下の特別委員会を設置する。

1 役員候補者選考委員会

2 予算案作成委員会

3 会計監査委員会

4 卒業対策委員会

5 以上の他、特別な事項について必要があるときは、その他特別委員会を設けることができる。

第44条 その他特別委員会の正副委員長および委員の選出については細則に定める。

■ **第14章 慶弔**

第45条 この会の会員の慶事および弔事に関してPTAとしてその意をあらわす。内容については細則に定める。

■ **第15章 細則**

第46条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会において制定することができる。

■ **第16章 改正**

第47条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第48条 改正案については、総会の5日前までに全会員に提示しなければならない。

■ **第17章 個人情報の取り扱い**

第49条 この会が活動を行うために必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については、細則に定める。

付則

この規約は、令和4年6月14日より実施する。

荒川区立瑞光小学校PTA規約細則

◆第1章 会計

第1条 [会費] (規約第5章第13条)

この会の会費は、児童1人(教職員の会員については会員1人)につき年額2,500円とする。ただし、転入の場合、1、2学期は2,500円、3学期は1,000円とする。途中転出の場合は返金しない。

第2条 [卒業対策費] (規約第5章第14条)

- 1 卒業対策費の金額は次のように定める。

第6学年次児童1人当たり年額 24,000 円

- 2 徴収方法は次のように定める。

第6学年次の5月から12月までの8カ月間にわたり児童1人当たり毎月 3,000 円

- 3 児童が第6学年次の途中で転入する場合、当該児童の保護者は、前項に基づいて5月から転入日の属する月までに徴収されるべき当該児童の卒業対策費の金額を一括して納入するものとし、それ以降の月の卒業対策費の納入については前項の規定にしたがう。児童が第6学年次の途中で転出する場合は、その時点までの徴収額(すでに卒業対策費が支出されている場合は、当該児童1人当たりの残金)を返金する。納入、返金方法については会計の規定にしたがう。
- 4 卒業対策費の支出は、卒業アルバム等の作成、卒業を祝う会その他卒業対策に必要な活動への支出に限る。
- 5 卒業対策費の支出は、卒業対策委員会で協議し、卒業対策委員長の決裁により行う。
- 6 卒業対策委員会は、活動終了後速やかに卒業対策費の収支報告を行う。

第3条 [周年記念事業の積立金] (規約第5章第15条)

PTA会費より、毎年25万円を積み立てる。

第4条 [周年記念事業基金]

- 1 周年記念事業終了後の残金は周年記念事業基金(以下「周年基金」という)に組み入れる(規約第5章第15条第6項)。
- 2 周年基金支出をするものは、周年と周年のあいだの10年間、周年記念事業に関わるとみなされるものに使用することができる。
- 3 周年基金の使用に関しては、役員会で協議し、会長の決裁で行う。
- 4 周年基金は、会計がこれを保管、処理する。
- 5 周年基金の決算は、年度末に行う。
- 6 周年基金は、特別会計とする。

◆第2章 役員、委員の選出

第5条 [PTA 委員希望届]

実行委員会は、委員選出を効率的におこない会員間の公平性を保つため、「PTA委員希望届」を発行し、保護者全員に委員希望の意思を問うことができる。また、これにより委員就任履歴を管理し、委員選出の際に使用することができる。

第6条 [役員]（規約第6章第19条）

任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 1 役員の選出は、役員候補者選考委員会によっておこなわれる。
- 2 役員候補者選考委員会は、候補者の了解を得て、2月末日までに成果を役員会に報告し、承認を受ける。
- 3 役員候補者の氏名は、実行委員会前に役員候補者推薦案にその氏名を全会員に公開し、実行委員会で承認を受ける。
- 4 役員は、他の役職、会計監査委員を兼ねることができない。
- 5 任期の中途における補充員の任期は、前任者の残留期間とする。ただし、会長の判断により補充員無しにその年度の活動を続行することができる。

第7条 [専門委員会]（規約第12章第42条）

任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 委員長
 - ① 執行部と各委員会が推薦、調整をおこない、3月末日までに候補者の了解を得て選出され、定期総会で会長によって任命される。
- 2 副委員長
 - ① 執行部と各委員会委員長が推薦、調整をおこない、定期総会までに候補者の了解を得て選出され、委員長が任命する。
- 3 委員（成人教育委員会、広報委員会、校庭利用実施委員会、行事委員会、校外委員会、地域委員会、瑞光委員会）
 - ① 定期総会までに選出を行う。選出に際しては、「PTA委員希望届」を活用することができる。
 - ② 成人教育委員会、広報委員会、校庭利用実施委員会、行事委員会、校外委員会、地域委員会、瑞光委員会は各学年および各学級より委員を選出する。
 - ③ 各学級の保護者と担任教員の推薦をもって承認とし、委員長が任命する。
- 4 顧問
 - ① 各委員会は、顧問として教員を1名以上おく。
 - ② 選出については学校長に一任する。

- 5 任期の中途における補充員の任期は、前任者の残留期間とする。ただし、会長の判断により補充員無しにその年度の活動を続行することができる。

第8条 [卒業対策委員会]（規約第13章第43条）

卒業対策委員会は、卒業アルバム等の作成、卒業を祝う会その他卒業対策に係る活動又は催しを企画、実施する。任期は1年とする。

- 1 委員長、副委員長は、第6学年卒業対策委員の中からそれぞれ、卒業対策委員と第6学年担任教員の推薦をもって承認され、その任につく。
- 2 委員は、第6学年保護者の中からの立候補または推薦とし、第6学年担任教員と協議のうえ選出される。
- 3 顧問として、第6学年担任教員がその任につく。
- 4 任期中途で委員が辞任した場合、また増員が必要になった場合、補充することができる。ただし、卒業対策委員の推薦をもって、第6学年担任教員と協議のうえ増員する。

第9条 [会計監査委員会]（規約第7章第22条、第13章第43条）

任期は1年とする。

- 1 委員長
 - ① 第6学年の瑞光委員が定期総会で承認されて就任する。
- 2 副委員長
 - ① 第5学年の瑞光委員が定期総会で承認されて就任する。
- 3 委員
 - ① 各学年の瑞光委員の中から1名を互選し、定期総会で承認されて就任する。
 - ② 委員は、各学年の瑞光委員より1名、全学年で6名とし、定期総会で承認されて就任する。

第10条 [役員候補者選考委員会]（規約第13章第43条）

- 1 会長を委員長とし、役員、副校長、教員1名で委員が構成される。教員の選出に関しては学校長に一任する。
- 2 役員候補者選出方法
 - ① 2学期に開催の実行委員会で、次年度の執行部役員、各専門部員（文書作成管理チーム、会計チーム）および各専門委員会正副委員長の公募の詳細（役職ごとの必要な人数や仕事の内容）について決定し、10月頃に公募を開始する。
 - ② 公募にあたっては、自薦での応募と、当年度実行委員による推薦の両方を可能とする。
 - ③ 公募期間中は、応募してきた人への説明や質問に答える場を設ける。
 - ④ 本人の意思確認を行い、2月末までに、次年度の執行部役員、専門部委員、事業部正副委員長を確定させる。
 - ⑤ 3月の実行委員会で人事案の承認を得て、次年度総会での議決にかける。

第11条 [予算案作成委員会] (規約第13章第43条)

- 1 会長を委員長とし、役員、学校長、副校長で構成される。
- 2 定期総会で予算案が承認され、正式予算となったときに解散する。

第12条 [その他特別委員会] (規約第13章第44条)

役員候補者選考委員会、予算案作成委員会、会計監査委員会、卒業対策委員会以外の特別委員会がこれに該当する。

- 1 委員長は、会長または会長が指名したものとする。
- 2 副委員長および委員は実行委員会の承認を得て、委員長が任命する。

第13条 [相談役] (規約第8章第26条)

- 1 相談役は会長を退任したものがつくことができる。ただし、まだ保護者の立場にある場合や、事情によりその任につけない場合は、現会長の承諾のうえつかなくても良い。
- 2 会長が推挙し、実行委員会で承認され、定期総会で報告する。
- 3 任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

◆第3章 慶弔(規約第14章第45条)

第14条 慶事

- 1 教職員の結婚祝金 5,000円
- 2 他校周年祝金 5,000円
- 3 他校入学式、卒業式、運動会祝金 5,000円
- 4 祭礼および地域行事祝金 3,000円

第15条 弔事

- 1 会員および本校児童の弔慰金 10,000円 および供花
- 2 教職員の一親等および配偶者の弔慰金 5,000円
- 3 歴代会長、歴代校長の弔慰金 10,000円 および供花
- 4 PTAを代表して役員1名以上が会葬する。ただし、遠方の場合は香典のみとする。
- 5 弔電については、適宜打電する。
- 6 本会に対し特に功労のあった方については、その都度役員会にて適切な措置をとる。

第16条 転退職

- 1 教職員が転退職した場合は記念品として下記の金額を贈る。
 - ① 勤務3年未満 3,000円
 - ② 勤務3年以上 5,000円
 - ③ その他、特別の場合は役員会で協議する。
- 2 会長が退任、学校長が転退職した場合は記念として、写真一葉を学校に飾る。
- 3 会長、相談役、顧問が退任した場合は感謝状を贈る。
- 4 実行委員会は毎年記念写真を撮り、一葉を各個人に贈る。

◆第4章 改正

第17条 この細則は、実行委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。

第18条 改正した内容については、定期総会で報告しなければならない。

◆第5章 個人情報の取り扱い

第19条 [個人情報の取り扱い]（規約第17章第49条）

個人情報とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどより、特定の会員個人を識別できる情報である。

- 1 この会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 個人情報の取得、利用、提供にあたっては、その目的と取り扱い方法を明示し、会員から同意を得るものとする。
- 3 会員は、個人情報の取得、利用、提供に同意した後であっても、その後の事情によりその同意を取り消すことができる。
- 4 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。
- 5 不要となった個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正かつ速やかに廃棄するものとする。

付則

この細則は、令和4年6月14日より実施する。

発行日 令和4年6月14日

発行者 東京都荒川区立瑞光小学校PTA

所在地 東京都荒川区南千住1-51-1